

# 中野区教育委員会会議録

平成30年第10回定例会

平成30年4月20日

中野区教育委員会

平成30年第10回中野区教育委員会定例会

○日時

平成30年4月20日（金曜日）

開会 午前10時00分

閉会 午後0時15分

○場所

中野区役所5階 教育委員会室

○出席委員

教育委員会教育長 田辺 裕子

教育委員会委員 伊藤 亜矢子

教育委員会委員 渡邊 仁

教育委員会委員 田中 英一

教育委員会委員 小林 福太郎

○出席職員

教育委員会事務局次長 戸辺 眞

教育委員会事務局副参事（子ども教育経営担当、学校・地域連携担当）

高橋 昭彦

教育委員会事務局副参事（学校教育担当） 石崎 公一

指導室長 宮崎 宏明

教育委員会事務局副参事（児童相談所設置準備担当） 神谷 万美

教育委員会事務局副参事（子ども特別支援担当） 中村 誠

教育委員会事務局副参事（保育園・幼稚園担当） 濱口 求

教育委員会事務局副参事（幼児施設整備担当） 板垣 淑子

教育委員会事務局副参事（子ども教育施設担当） 石原 千鶴

○書記

教育委員会事務局教育委員会担当係長 金子 宏忠

教育委員会事務局教育委員会担当 香月 俊介

○会議録署名委員

教育委員会教育長 田辺 裕子

教育委員会委員 田中 英一

○傍聴者数

9人

○議事日程

1 議決事件

(1) 第12号議案 平成31年度使用中野区立小学校教科用図書の採択の実施について

(2) 中野区立中学校教科用図書選定調査委員会委員候補者の決定

2 協議事項

(1) 中野区立桃園小学校・向台小学校の統合について（学校・地域連携担当）

(2) 平成31年度使用中野区立中学校教科用図書の採択基準等について（指導室長）

3 報告事項

(1) 事務局報告

① 教育に関する事務の点検・評価の充実について（子ども教育経営担当）

② 学校図書館の機能充実及び地域開放型学校図書館の整備について（子ども教育経営担当）

③ 平成29年度いじめの対応状況について（指導室長）

④ 新学習指導要領全面実施に向けた対応状況について（指導室長）

○議事経過

午前10時00分開会

田辺教育長

おはようございます。

定足数に達しましたので、教育委員会第10回定例会を開会いたします。

それでは、議事に入ります。

本日の会議録署名委員は、田中委員にお願いいたします。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程のとおりです。

ここでお諮りします。

本日の議決事件の2番目「中野区立中学校教科用図書選定調査委員会委員候補者の決定」については、非公開の審議を予定しています。したがって、日程の順序を変更し、議決事件の2番目を日程の最後に行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

田辺教育長

ご異議ございませんので、日程の順序を変更し、議決事件の2番目「中野区立中学校教科用図書選定調査委員会委員候補者の決定」を最後に行うことを決定します。

それでは、日程に入ります。

<議決事件>

田辺教育長

議決事件の1番目「第12号議案平成31年度使用中野区立小学校教科用図書の採択の実施について」を上程します。

初めに、担当より議案の説明をお願いします。

指導室長

それでは説明をさせていただきます。

小学校検定図書につきましては、道徳以外の9教科が今年度採択の年に当たっております。しかし、去る1月19日の教育委員会において確認させていただきましたとおり、平成32年度からの新学習指導要領全面実施に伴い、平成31年度には全教科等の教科書の採択がえが実施されます。また、教科書会社はその採択がえに備えているため今回新たな検定申請がなく、平成26年度の教科書とほぼ同じ内容のままです。

同じような状況にあった以前の採択の際には、文部科学省が手続の簡略化を可とする通

知を出していたことについても説明させていただきました。その際、教育委員会では、同じ教科書ならば手続を簡略化したほうがよいとの意見もいただいております。実際、今回も文部科学省は平成26年度の採択の際の調査・研究の内容等を活用することを可とする通知を去る3月に発出しています。よって、今年度の「特別の教科 道徳」を除く小学校教科用図書の採択につきましては資料にありますとおり、平成26年度の採択の際の採択基準を適用することとし、平成27年度からの使用実績を踏まえながら平成26年度採用における調査・研究の内容等を活用し、採択を進めてまいりたいと考えております。

以上、説明を終わります。

田辺教育長

ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたらお願いいたします。

田中委員

文部科学省から簡略化の通知があったということで、そのように進めていただいていると思うのですが、具体的にはどのように簡略化した形で進んでいくのか、もしわかれば教えていただきたいと思います。

指導室長

まず、こちらの通知にもありますとおりに、過去4年間の実績も十分に踏まえてありますので、学校等には改めて教科書の活用状況や使い方などについてきちんと調査をしたいと思っております。その上で、教科書は変わっていないわけですから、前回の平成26年度のときの資料をもう一度精査しまして、教育委員会にご報告させていただければと思っております。

田辺教育長

よろしいですか。ほかにございますか。

小林委員

今のような形で進めていただいていると思うのですが、この間、さかのぼって丸3年間使用して、現在採択されている、使用している教科書に関して何か課題だとかそういうものが区教委にご報告があったかどうか、それをちょっと確認したいと思うのですがいかがでしょうか。

指導室長

今のところ、我々のほうにはそのような報告は一切上がっておりませんが、先ほど申し上げましたとおりに改めてこちらのほうからその状況は聞きたいと思っております。

田辺教育長

よろしいですか。ほかにごございますか。

渡邊委員

細かいことなのですが、今回、前回決めた基準で採択するという事で教科書の内容がほぼ変わっていない。「ほぼ」という言葉を使うと教科書自身が多少修正されているのか、挿絵だけとか、内容については全く異なっていないということなのか、どちらなのでしょう。

指導室長

後者でございます。統計資料やグラフ等が差しかえられている程度でございます、内容等は変わっておりません。

渡邊委員

ありがとうございました。

田辺教育長

よろしいですか。ほかにごございますか。

それでは、第12号議案について簡易採決の方法により採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第12号議案を、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

田辺教育長

ご異議ございませんので、原案のとおり決定いたしました。

<協議事項>

田辺教育長

続いて、協議事項に移ります。

協議事項の1番目「中野区立桃園小学校・向台小学校の統合について」を協議いたします。初めに事務局から説明をお願いいたします。

副参事(学校・地域連携担当)

「中野区立桃園小学校・向台小学校の統合について」、ご説明させていただきます。

中野区立小中学校再編計画(第2次)に基づきまして、平成31年4月1日付で区立学校を新たに1校設置し、2校を廃止するというものでございます。

こちらの内容でございますが、統合校の設置について5月11日の教育委員会定例会で決定するために、最終的な協議を行うものでございます。

詳細内容をご説明いたします。一つ目に学校の設置でございます。記載でございます区立小学校1校を設置いたします。設置する区立小学校の位置でございますが、中野区弥生町一丁目25番1号、現中野区立向台小学校の位置となります。設置の年月日は平成31年4月1日でございます。

「小学校の廃止について」でございます。区立小学校2校を廃止いたします。廃止する区立小学校でございますが、中野区立桃園小学校、中野区立向台小学校となります。廃止の年月日は平成31年3月31日となります。

統合新校の校名候補でございます。統合委員会から報告された候補名でございますが、「中野区立中野第一小学校」。選定の理由でございますが、「『一』はすべての始まりである。桃園小学校と向台小学校の統合新校である中野第一小学校がここから始まり、歴史を積み重ねていって欲しいという願いを込めた。」「『一』には物事を一つにする・まとめるという意味がある。この二つの学校を支える地域が一つになり、力を合わせて欲しいという願いを込めた。」「『一』にオンリーワン・ナンバーワンに成長して欲しいという思いを込めた。子どもたち一人ひとりが中野から世界に羽ばたき活躍してほしい。」ということから選定されたものでございます。

説明は以上でございます。

田辺教育長

ただいま事務局から説明がありましたが、桃園小学校及び向台小学校は中野区立小中学校再編計画（第2次）に基づき、平成31年4月の統合に向け準備を進めておりますが、本日は統合校の位置について教育委員会で決定するため、最終的な協議を行うものです。

各委員から質問等ご発言がありましたら、お願いいたします。

田中委員

向台小学校の位置に新しい小学校を開設することなのですからけれども、統合すると現時点でどれぐらいの規模の生徒数の学校になる予定なのでしょうか。

副参事（学校・地域連携担当）

まず、現在の各校の状況でございますけれども、桃園小学校は児童数が368、学級数が12、これは今年7月1日の状態です。また、向台小学校につきましては児童数が254、学級数が9となっております。

統合新校の来年の5月1日の想定でございますけれども、児童数が658、そして学級数19ということで、各学年とも3学級以上の規模ということで想定しているところでござい

ます。

田中委員

658 というのはかなり大規模というレベルになるのでしょうか。いずれにせよ、今の向台小学校の中で十分教育活動が行えるということなののでしょうか。

副参事（学校・地域連携担当）

施設的には可能ですし、体制的にもそれに対応するものをしっかりと整えてまいりますので、大丈夫と考えてございます。

田辺教育長

田中委員から大規模な学校かというご質問があったのですが、中野区としてはかなり大規模な学校で、500人以上の学校も数校しかないですね。

副参事（学校教育担当）

現在、小学校で500人を超える学校につきましては、みなみの小学校、美鳩小学校、平和の森小学校、桃花小学校、武蔵台小学校の5校になってございます。

田辺教育長

よろしいですか。

田中委員

今、5校あるというお話でしたけれども、いろいろなところで想定より多くなっているところもあるようなので、ぜひ規模に合った体制づくりをしっかりと進めていただきたいと思います。

田辺教育長

ほかにございますか。

渡邊委員

今、田中委員が言われたように規模が大きくなることによるメリットというのも非常にあって、私は美鳩小学校の校医をしている関係上、いろいろと感じるのですが、美鳩小学校は700名を超えた形で。やはり700名を超えるぐらいの大きさになると、今まで300人規模でやっていたのと700人でやるのでは、仕事の内容とかいろいろな面で教員に関してもかなり大変なところがあるかと思います。特に自分の関係のところだと、担当の教室に担任の先生がいらっしゃって数を増やすのはいいのですが、養護教員とかは700人でも1人のままという状況であると、300人の子どもの養護を見ているのと700人の子どもの養護を見ているのでは少し違う。それと、教室の汚れ方とか傷み方とか、そう



いったことでもお掃除をしていただいたりとか、整備していただく方にもかなり負担がかかってきている。校庭なんかは天然芝がとてもよろしいのですけれども、さすがに700人が遊び回ると養生して制限したら遊ぶところがなくなってしまいますし、700人が走り回れば芝生はどこかに飛んでいってしまうし、考えていかなければいけない課題は多少あるかなと思っております。そういう意味では、今回は初めてではありませんので先行した4校に見習って、すぐには言わないですけれどもこれから年々、統廃合が進むに当たって課題をもう少し洗い出して、しっかりした体制に整えていただきたいなと思っております。

確かに、健康診断では単純に考えて700人を1人の医者が診たとしたら、1人1分かかっても700分かかってしまうと。養護の先生はその準備となるとおそろしい規模の量になっているのではないかなと思いますので、そういった見えない部分、上がってこない声についてもぜひ配慮していただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

田辺教育長

ほかにございますか。

伊藤委員

今、学校の規模が大きくなることについて話題になったのですけれども、大きくなることで予算規模が大きくなるか、メリットもあるのではないかなと思っていて、教員数もうまくすると比較的多いことでメリットが生じることもありますので、そのあたりメリット・デメリットを考えながら研修も含めて体制づくりが重要なのかなと思いますので、よろしく願いいたします。

田辺教育長

ほかにございますか。

この統合につきましては、これまでも折に触れてご協議をいただいてきております。今後、教育委員会の議決事件として決定をしていきたいと思っています。

よろしいですか。

それでは、本協議を終了いたします。

続きまして、協議事項の2番目「平成31年度使用中野区立中学校教科用図書の採択基準等について」を協議します。

初めに、事務局から説明をお願いします。

指導室長

それでは、中野区立学校教科用図書の図書採択に関する規則第2条第2項、採択の基準

を定める規定に基づき「平成31年度使用中野区立中学校教科用図書採択基準等について」、ご協議をお願いしたいと思います。

先ほど申し上げましたとおりに、今年度は中学校の道徳の採択を行う年に当たっております。まずは資料の説明をさせていただきますが、内容はおおむね昨年度の小学校道徳の採択基準に準じています。

採択の基準ですが、「特別の教科道徳」の導入・採択を踏まえ、「(1) 学習意欲が喚起される教科書」「(2) 基礎的・基本的な学習事項の確実な習得と発展的な学習に応えられる教科書」「(3) 生徒にとって学びやすく、教師にとって教えやすい教科書」の3点となります。

次に、採択に当たって調査・研究すべき項目としましては2に示した5点です。別紙2をご覧くださいと詳しくそのことが書いてございますので、そちらをご覧ください。

続きまして、別紙2の「内容等」につきましては教材の適切さや資料等のわかりやすさになります。また、わかりやすさでいえば学年の発達に応じてその学年の生徒がわかりやすいかどうかという点などです。生徒にとっての学び方や考え方の習得ができるかどうかということも、ここで見ていきます。「構成及び分量」につきましては、発達に応じての分量や内容の量的なバランスなどです。「表記及び表現」は、読みやすさや見やすさになります。記号や写真の扱い等を見ていきます。「使用上の便宜」は、全体の構成などを見るものです。最後に「特記すべき事項」につきましては使いやすさです。特に教科書として特徴としている工夫があればここに示します。

1 ページ目に戻りまして、次に意見の聴取ですが、学校、区民から意見を聴取し参考にします。先ほど説明しました別紙2は学校用のものです。区民の意見聴取は別紙3をもって行います。一番最後になります。展示会で教科書を見ていただき、教科書と採択の要望を記入していただきます。

採択基準の説明は以上です。

田辺教育長

それでは、各委員からご質問、ご発言がございましたらお願いいたします。

田中委員

1枚目の「採択の基準」というところなのですが、前とおおむね同じだということと伺ったのですが、今回は道徳の教科書ですよね。(2)の道徳における「基礎的・基本的な学習事項」というのは、イメージが湧かないので具体的にどういうことなのか教

えていただければと思います。

指導室長

道徳においても子どもたちに考えさせたい内容というものが決まっております。基礎的な道徳性でありますとか、そういうことで子どもたちが考える事項がそれぞれ学習指導要領に記されておりますので、その内容のことです。

田辺教育長

よろしいですか。ほかにございますか。

小林委員

今のことに関連して、採択の基準に関しては、私は今回はこれでいいと思います。その理由は、昨年小学校の採択基準の際に同様にやっていますので、小と中を変えるというのも一貫性がないので。ただ、先々また小学校・中学校と全体の採択が進みますが、その際にぜひ検討していくべきではないかなと。まさに今、田中委員が言われたとおりで、道徳に関しては特別の教科なので、確実な習得とかという言葉が果たしてなじむかどうかというところだと思います。ですから、今、室長からお話がありましたとおり、子どもたちに考えさせるとかということが出てきましたが、道徳の場合には何かを身につけるといっても考えたり議論したり、そうした学習を通して心を耕していく、心を鍛えていくという時間ですので、何かを習得するとかさらにはそれをもって何か効果測定をするような教科とはちょっと違います。ですから、この文言はこの文言で生きると思うのですが、さらに今後、教科及び特別の教科の教科用図書の採択基準に当たっては、少し検討の余地があるのかなと思いますので、ぜひ課題として捉えていただければありがたいなと思います。

以上です。

指導室長

そのとおり精査してまいりたいと思います。

渡邊委員

私も細かくて申しわけないのですが、おおむねという言い方だと、今回の採択基準に一部変更を加えたのかということはどうしても気になってしまいます。特に変更はないと思ってよろしいのでしょうか。

指導室長

訂正させていただきます。前回と同じでございます。

渡邊委員

もう何度もやっていて改めてお伺いして申しわけないのですが、採択基準というのは中野区独自で決めるものなののでしょうか。それとも、ある程度文部科学省からこういった採択基準というのはひな形みたいなものを示された上で、区独自でそれにプラスしていったりというものなののでしょうか。

指導室長

いろいろなところでこういう方針というか、要望等は出ているところでございますが、決定につきましては区の専決事項です。

渡邊委員

ありがとうございます。私も今、小林委員が言われたように、基本的な評価項目というのはこれであってもいいと思うのですが、今、おおむねとかにくつついたように、今度学習指導要領が変わって新たにまた教科書を選び直すときに、中野らしさとか、中野区のためにとか、例えば教科書の中に「中野区」の表現が含まれていたりすれば、そういったことも評価の対象とするとか。そういう中野独自の評価項目みたいなものも加えたりとか、そういう選択基準というのも多少考えてもいいのかなと。今回の採択を機に少し検討していただいたらありがたいと思っております。

指導室長

おっしゃるとおりに検討してまいりたいと思います。特に、この3点の採択の基準以外で先ほど示させていただいた観点というところに、ほかの区でも今、委員のおっしゃったような「何々区の子どもにとって」というのを入れたりしますので、それは十分考えてまいりたいと思います。

渡邊委員

よろしく願いいたします。

田辺教育長

ほかにございますか。

伊藤委員

私もそのことを考えていたのですが、**「調査・研究の項目」**の**「特記すべき事項」**に**「地域性への配慮」**ということがあったり、区民の方からの意見収集の中に**「中野区の子どもにとって」**という文言があったりするのですが、採択の基準というところに鑑みますと学習意欲が喚起されるということで、例えば中野区の子どもにとって身近なことが記

されていて学習意欲というか興味・関心を引きやすいとか、あとは行ったこともないようなところのお話ではなくて、想像ができるような環境の中での話があるので学びやすいとか、逆にあえて少し遠いことなので発展的になるとか、そういうことが基準になるのかなと思います。区民の方への収集があまりにも漠然とした収集項目だなと思ったというのが1点と、地域性の配慮というのも採択の基準に鑑みて具体的にどういうことかということについて、何かお考えがあればもうちょっと教えていただければと思いました。逆にこういう地域だからこそこういう内容はやめたいとか、例えば震災のあった地域とかだとあまり生々しい津波の話はやめるとか、そういうのもあるのかなと思ひまして、地域性への配慮というのはすごく曖昧で難しいなと思ひましたので、お考えがあればお聞かせいただければと思います。

指導室長

中野区全体の地域性というものもありますし、それぞれの地域の地域性もあるので、そのことにつきましては非常に曖昧な答えになってしまうかもしれませんが、それぞれの学校から今回そういう意見を聴取するときに十分配慮してまとめて、それをお示ししたいと思っております。

もちろん、中野区という23区の中で面積や人口がちょうど中間で、けれども非常に若い世代が多くて活力のある、区のそういう性質などは十分鑑みて、そういう区に育つ子どもたちに一番適切な内容を今後も学校や区民の方から意見をいただきながら示してまいりたいと思ひます。

田辺教育長

よろしいですか。

ほかにございますか。よろしいですか。

それでは、本件につきましては本協議内容を踏まえ、次回の教育委員会で議決事件として決定したいと思います。

以上で本協議を終了いたします。

<教育長及び委員活動報告>

田辺教育長

続きまして、報告事項に移ります。

教育長、委員活動報告につきましては事務局からの報告は予定しておりませんが、各委員から活動報告がありましたらお願いいたします。

よろしいですか。

小林委員

今、教科書のことが出てまいりましたので、私は東京都の教科用図書の選定審議会の委員を仰せつかって、16日に第1回目の審議会に参加してきました。これは都教委自体も採択をするのですけれども、教科書の無償措置法等から地教委だとか採択権者に対して指導したり助言したり援助するというので、教科書の指導資料を作成して私たちに提示していただけたということもあります。必要な範囲で、可能な範囲で情報提供などもしてまいりたいと思っております。

以上です。

田辺教育長

よろしく願いいたします。ほかにございますか。

渡邊委員

先日、東京都医師会の役員とお話ししまして、昨日保健所とお話をさせていただきました。何かといいますと、沖縄県で麻疹がはやっているということで、台湾の方がタイから入って日本の中に持ち込んだといった形で、沖縄では40数名の人が発症している。かなり大規模な形で、沖縄県としては県を上げての取組を行っているところで、その取組についての資料等をいただきまして、そんな中、実は中野区内にはしかの患者さんが発生しました。そういった意味で潜伏期間を考えるとそろそろ第二病者が出てくるのではないかと、いう形で、医療機関に対しては1人出てきますとの方が歩き回るとかなりの勢いで広がっていくということで、改めて各医療機関に注意を喚起しているところでございますけれども、集団の一番集まる場所という学校ということで、教育委員会としても、各学校から麻疹に対する注意をしてはどうか。ゴールデンウィークに沖縄旅行をする予定になっている方が前もってやっておくべきこととか。今回かかった方が20代から40代の方なので、予防接種から漏れている方たちが非常に多くて、今は国立大学に入るのでも予防接種の有無と抗体の有無を調べて書かせると。アメリカにおいては抗体どころか予防接種をしてこないと大学に入学させてくれないという状況になって、最近では日本ではすぐわない髄膜炎の予防接種も含まれていて、なかなか接種が間に合わない状況になります。ですから、そういう意味では予防接種が唯一の防御法であって、なかなか強制することはできないのですけれども、それぞれが自分たちの予防接種歴を確認し、そしてもし自分たちが予防接種を2回していないという状況であれば、国立感染症研究所が言っているように教員

の方は予防接種を受けるべきでしょうと。勧奨というか、強制ではなくてやりましょうという、教育委員会からのそういう文書は出ていいのではないかなということなので、ご検討いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

田辺教育長

ありがとうございます。検討させていただきたいと思います。

ほかにございますか。

小林委員

今、渡邊委員が言われたはしかの件ですが、私の本務校で学生が教育実習に行く場合には必ず予防接種をしているかどうかということをチェックして送り出すわけですけれども、受ける側の学校としてそういった体制というか、しっかりと確認するかとか、そういう体制ももう一回学校で見直していくということも必要なのかなと思いました。やっているとは思いますが、ちょっとその辺は確認をしておいていただければと思いました。

田辺教育長

ほかにございますか。よろしいですか。

<事務局報告>

田辺教育長

それでは、事務局報告に移ります。

事務局報告の1番目「教育に関する事務の点検・評価の充実について」の報告をお願いします。

副参事（子ども教育経営担当）

「教育に関する事務の点検・評価の充実について」、ご報告させていただきます。

法の規定によります教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価につきまして、今年度より実施方法を改め、教育事務の点検・評価の充実を図ることといたします。

一つ目に経緯でございます。教育事務の点検・評価につきましては、これまで区の行政評価をもって実施してきたところでございます。一方で、教育行政に係る評価につきましては、他の政策領域に比べまして事業等の実施から具体的な成果が生ずるまでに相応の時間を要すること、また、多面的なアプローチによる取組内容が多いことなどに特徴があることから、教育委員会におきましても数値等による客観的評価に強みを持つ区の行政評価に加えた、多様な幅広い側面を考慮した評価手法の導入の必要性を指摘されてございまし

た。そのため、この29年3月に中野区教育ビジョン（第3次）を策定いたしましたことを機に実施方法を改め、教育委員会独自の教育事務の点検・評価として実施するものでございます。

実施の目的でございますが、効果的な教育行政の一層の推進を図るとともに区民への説明責任を果たし、区民に信頼される教育行政を推進するものでございます。なお、教育ビジョン（第3次）の点検・評価についても、この教育事務の点検・評価と一体的に実施するものでございます。

充実に当たりまして実施する事項でございますが、一つ目に長中期的な視点で点検及び評価を行うこと。二つ目として、教育行政全般に係る目標の体系に基づく分野施策及び事業の成果、効率性、必要性について横断した視点で点検・評価を行うこと。三つ目として、数値等で表しにくい目標・成果についての点検・評価を行うこと。四つ目として、点検・評価結果を公表し、区民からの意見、提案等を求めることにより、透明性のある教育行政を実現し、説明責任を果たしていくこと。五つ目として、点検・評価結果を目標策定並びに実施事業の見直し、改善に活用することにより、マネジメントサイクルを確立することでございます。

実施の方法でございますが、現在の区の行政評価の制度に加え、教育委員会独自で中野区教育ビジョンをもととした新たな点検・評価票を作成することによって実施することを考えてございます。

四つ目に、外部評価委員会の設置でございます。点検・評価に際しましては、教育に関し学識経験を有する者を含む外部評価委員会を設置し、意見を聴取して進めてまいります。

年間の点検スケジュールでございます。別紙1に1年間の流れの図をつけてございますが、主な手順としましては、まず教育委員会事務局におきまして自己点検・評価を行い、その内容をもとに外部評価委員会が点検・評価を行います。続きまして、教育委員会は事務局による自己点検、評価内容また外部評価委員会の意見を踏まえ、点検・評価を行います。それをもちまして、点検・評価に係る報告書をまとめまして、区議会へ提出するとともに区民に公表してまいります。

なお、点検・評価につきましては、評価対象年度における重点評価項目を設定いたしまして、その項目を中心としてヒアリング、点検・評価等を行う考えでございます。

別紙2をご覧ください。こちらが今年度実施する点検・評価におけます重点評価・点検項目でございます。こちらにつきましては、教育ビジョン（第3次）にございます教育理



念を実現するための視点を軸として設定したものでございます。こちらをもとに点検・評価をまいります。

説明は以上でございます。

田辺教育長

ただいまの報告につきまして、質問等ご発言がありましたらお願いいたします。

田中委員

いつも区の行政評価を聞いていると、何となく違和感を感じていたので、今回こういう趣旨で新たに教育委員会独自の評価をするというのはすごくいいことだと思います。ただ、両方をやるということなので、ヒアリングだとか資料とか、事務局の職員の負担がすごく大きくなるということはないのですか。

副参事（子ども教育経営担当）

負担につきましては増える部分もございますが、極力増えないように工夫をしながら進めてまいりたいと思います。また、評価内容、評価の方法につきましては今年度初年度でございまして、工夫をしながら進めてまいりたいと思っております。

田中委員

いいことなのですが、ぜひその辺をうまく進めていただければと思います。よろしくをお願いします。

田辺教育長

ほかにございますか。

渡邊委員

今回は、今まで区でやっていた行政評価に改めて、教育委員会がその行政評価の数字的な評価とかそういったものにそぐわないということで、中野区教育ビジョン（第3次）に合わせた形で独自の評価項目をつくったということで、今年度からそれに基づいて評価していくということでよろしいのでしょうか。

副参事（子ども教育経営担当）

その考えでございます。

渡邊委員

私もとてもいいことだと思います。目的をもって計画をして実施して、点検して評価して、また改めてというマネジメントサイクルというのですか、PDCAサイクルという形で積極的にやっていっていただくことを望むのですけれども、そればかりをつくることで

はなくて、行政業務としてはあまり負担にならない程度に、そしてまた今後も評価方法を変えるとか手段を変えるように、今回初めてですのでぜひそのあたり検討しながら進めていただきたいと思います。

それで、外部の委員は何人ぐらいの予定なのですか。

副参事（子ども教育経営担当）

3名を想定し、委嘱したいと考えてございます。

渡邊委員

ありがとうございます。

田辺教育長

ほかにございますか。

伊藤委員

評価については、マネジメントサイクルというふうにはここでは表現されているのですが、次の計画に結びついていくとか、改善に結びついていくことが大事かなと思いますので、ぜひこれをされながら、評価のための評価にならないとか、点検・評価というのは往々にして物すごく負担のあるものになってしまうこともございますので、そうではなくて実際にどうだったかということが割と即時的にわかって、次の政策に生かすということも考えていただきたくて、そういうふう考えたときにこれは昨年のを今年評価すると昨年の反省が来年になって1年ずれていくとか、あるいは2年ずれていくということで。仕方のない面もあるかもしれませんが、もうちょっと前倒しとか即時的にやりながらやっていくということも、やり方として考えていただけるといいなと思いました。

それからあと二つあるのですが、一つは今回の趣旨として数値等で表しにくい目標や成果とあるのですが、実際の評価の項目としては例えば学力の定着とかなったときに、学力テストの得点という形になっていくと思うのですね。数値に表せないものをどういうふうに表示したのかという工夫が最後に見えてこない、せっかくやっていただいた意味も薄れてしまうように思っています。確かに、学力の次に、豊かな心という、「豊か」というのをどう捉えるのかというのは質ということになると思いますので、でも今度は価値観ということにもなってまいりますけれども、そこをどういうふうの数値でなく捉えたのかということですか、また、少し下がりますけれども支援体制の充実などは支援体制がこのようだったのがこのように変わりましたと記述することで変化が捉えられると思いますので、

確かにそれは数値ではないのだとは思いますが、そのように数値等で捉えにくい  
ということを抑えられるようにするというのは、非常に難しいことなので、そこでの工夫  
も。ですから、評価自体についての評価というのでしょうか、この評価が成功したのかど  
うかの評価ということも最後にきちんと表していただけないかなと思いま  
した。なぜならば、それだけご負担が増えることだと思いますので。

そういった観点から申しますと、最後の点なのですが、外部評価の委員の方についても  
「教育に関し」となっているのですが、評価というのは非常にスペシャルなものなので、  
評価についての専門家というのを呼びしなくても大丈夫なのかなと。評価を評価する  
という観点から申しますとそのようなことも思いました。

以上です。

副参事（子ども教育経営担当）

まず、過年度のものを対象にするということで、現在やっているものが十分に加味され  
ずに評価ということになってしまうのではないかとこの部分につきましては、この点検・  
評価の中でヒアリングも同時に行いたいと思っております、その中で評価表についてはど  
うしても過年度のデータになってしまいますが、ヒアリングの中で現在の取組等を説明し、  
評価の中でそれを踏まえたものになるようにしていきたいと考えているところでございま  
す。

また、その評価・点検の結果が次のサイクルに反映されるようにということで、区の中  
で次年度の予算検討の時期などございます。そういった時期に間に合うように、この点検・  
評価を行うということで、スケジュールについても検討しているところでございます。

また、評価に対する評価というところについては、確かにそこをしっかりと押さえ、より  
より評価にしていくことが必要かと思っておりますので、そこについてはまた委員のご意見もい  
ただきながら、常に改善を進めていきたいと考えております。

外部評価の委員でございますけれども、今、委嘱を予定している方の中には他自治体で  
の教育事務の点検・評価をかなり手がけていらっしゃる方も含め、検討しているところで  
ございます。ですので、そういった他での知見もいただきながら、より中野区の評価とし  
て充実させていきたいと考えてございます。

田辺教育長

よろしいですか。

小林委員

今、各委員の方々が言われたことはどれも大事なことばかりだと思います。私もこの評価に関しては、教育については効果測定は難しいということから、非常に悩ましいことだと思います。伊藤委員が言われたように、外部評価委員の方についてなのですが、一方でさまざまな場所でこうしたものを手がけてきた教育をよくわかっている専門家とともに、全く違う外部の人を入れるというか、組み合わせが非常に重要かなと思います。学校の第三者評価などは、自治体によっては一般の企業に任せて委託して、外部から評価してもらうというのを試みているところもあるようです。ここで見ていくと外部評価委員会が意見を提出するとなっているわけですが、ここら辺でどういうものが出てくるかというのは形骸化しないための大きなポイントになっていくのではないかなと。ですから、ぜひ慎重に人選をしていただいて、実りのある評価にしていいただければと思います。

以上です。

渡邊委員

追加で、伊藤委員が言われたように評価は多分学校の先生方のほうが教育学のほうで一番詳しいと思うのですが、形成的評価と総括評価という形で、形成的評価というのは最後にするものではないので、自己評価とか中間評価で見直して行って、総括にもっていく形で年度を送っていかないと。組み方のスケジュールなのですが、1回ぐらい形成的評価という形で自分たちで評価して、そこで見直ししてやらないと総括が来たら1年終わったところで次の計画を立てて、それを見直すのが再来年と、常に遅れることになってしまうので、それを少しでも変化させるには、中間評価の中で目標を立て直して修正して行ってという形、そういう捉え方もまだこれからやる最中であるから、ちょっとそういうケースを入れていくとよりよい評価になっていくと。学校の先生たちの授業の組み方なんかの教育論なのだろうと思うのですが、そういうことをうまく使ってやっていくほうがよろしいかなと。伊藤委員のおっしゃるように本当に評価は難しく、これでいいとかだめとかというもので評価することではないので、ぜひまたやりながらいろいろな工夫もお願いします。

田辺教育長

ほかにございますか。よろしいですか。

それでは、本報告は終了させていただきます。

次に、事務局報告の2番目「学校図書館の機能充実及び地域開放型学校図書館の整備について」の報告をお願いします。

副参事（子ども教育経営担当）

「学校図書館の機能充実及び地域開放型学校図書館の整備について」、ご報告させていただきます。

本内容につきましては、12月22日の教育委員会においても報告させていただいたところでございますが、その際にいただいたセキュリティ対策また区立図書館の連携確保などにつきまして記載を強化するとともに、内容を精査いたしまして改めて整理をしたものがございます。本内容をもとに、今後、具体的な運営計画の策定など、所要の準備を進めていきたいと考えてございます。

内容の説明をさせていただきます。学校図書館の機能充実、地域開放型学校図書館の整備については教育ビジョン（第3次）、また中野区子ども読書活動推進計画（第3次）に基づき進めているものでございます。まず一つ目に、学校図書館の機能充実についてでございます。一つ目に、学校図書館システムの導入を考えてございます。対象校は全小・中学校となります。運用の開始時期につきましては平成32年4月を考えてございます。機材等の関係では、業務端末、資料検索機というものが導入されることになってまいります。

このシステム導入のメリットでございますが、記載のとおり、他校の図書館蔵書の検索、予約のシステム対応が可能となります。そのことによって、学校間の蔵書の相互利用による学校図書館資料の相互的な活用が促進されると考えてございます。また、区立図書館の蔵書についても学校図書館での予約や受け取りが可能となりまして、授業等での区立図書館資料の一層の有効活用が図られると期待してございます。また、読書記録の電子化によりまして、データの有効活用の可能性が広がり、児童・生徒の読書計画を立てる参考とすることもできると考えてございます。

システム運用でございますが、区立図書館システムとの統合的な運用を想定しております。平成31年度に区立図書館のシステムリプレイスを考えてございますので、あわせて整備・開発を進めていきたいと考えております。

続きまして、学校図書館・地域開放型学校図書館の運営委託でございます。対象につきましては、学校図書館につきましては全小・中学校、地域開放型学校図書館については該当小学校になります。また、運用の開始時期については平成32年4月を予定してございます。業務時間につきましては記載のとおりでございますが、学校図書館につきましては教職員の勤務時間を基準として設定してございます。

また、地域開放型学校図書館につきましては、区立図書館の地域館の開放時間を意識し、

そして学校の事情を踏まえ設定しているところでございます。また、ここに書いてございますが、セキュリティ対策についてはしっかりと十分な措置をとってまいりたいと考えております。

この導入メリットでございますけれども、学校図書館指導員の業務時間を拡充いたします。その結果、児童・生徒、また教職員へのきめ細かな対応が可能となります。そのことにより、調べ学習の援助やレファレンス対応の充実を図ることができると考えてございます。また、学校の読書活動と区立館事業の連携も可能となり、一体的な読書活動推進体制がとれると考えてございます。

委託先につきましては、学校図書館業務、区立図書館運営の双方に運営実績を持つ事業者を想定しているところでございます。

スケジュールにつきましては記載のとおりでございまして、平成32年度にシステムの運用開始、また学校図書館指導員の業務時間拡大を図っていきたいと考えてございます。

続きまして、地域開放型学校図書館の整備でございます。運用開始スケジュールは表の中で記載させていただきました。校舎改築が予定されている学校につきましては、学校図書館を児童の利用を優先するエリアと、全日一般区民が利用できるエリアに区画して整備を進めてまいります。

校舎改築が予定されていない学校につきましては、学校運営に支障がない範囲でセキュリティを確保しつつ、学校図書館を一般の区民に開放する考えでございます。また、キッズ・プラザの整備が予定されている学校につきましては、キッズ・プラザにあわせて整備いたしまして、学校運営に支障のない範囲でセキュリティを確保し、開設していきたいと考えてございます。

続きまして、地域開放型学校図書館等運営計画の策定ということでございます。この取組を効果あるものとするために、区では運用計画を策定してしっかり進めていきたいと考えてございます。この運用計画の検討に当たりましては、この4月に企画提案公募型事業者選定により、支援業務の委託業者も選定いたしました。今後、検討を進め、本年度中に運用計画の策定をする考えでございます。

報告は以上でございます。別紙におきましては、地域開放型学校図書館の標準配置イメージをつけてございます。

以上でございます。

田辺教育長

ただいまの報告につきまして、質問等ご発言がありましたらお願いいたします。

田中委員

すごくいいことだと思いますし、1枚目の資料の「学校図書館システムの導入」というところで、こういった地域開放型の図書館にすることで、学校での図書のいろいろなメリットがあることが非常によく書かれていていいと思うのですが、一方で、地域開放型ということなので、地域の人たちにとってのメリットが今までの議論の中でもいろいろ出てきていたと思うので、例えば身近で図書を借りられるとか、今思い出せないのですが、何かそういった幾つかの議論があったので、ぜひ地域の方にとっても大きなメリットがあるのだということをこの中に加えたらどうかなと思ったので、ちょっと検討いただければと思います。

田辺教育長

ほかにございますか。

渡邊委員

新たな試みということで、教育委員会としては今回、地域開放型図書館に重点を置いた取組になっているのではないかなと思っています。考え方としては、地域の資源を有効に活用するということは、これから求められることだと思います。確かに身近に本があるのに遠くに借りに行くというのはナンセンスですし、1冊の本を読んでいない間にみんなで読み回すというのは実に効率的なことなので、それを考えない手はないということです。そしてまた、地域と学校との結びつきということも踏まえて、開放されたという表現をされると地域の人たちが学校に踏み入れ子どもたちと接することを考えれば、あらゆるメリットが考えられるのではないかと思います。

そのかわり、メリットだけというのは世の中になくて、デメリットも当然生じることが中にはあるのでしょうかけれども、バランスだと思うのですが、メリットの中にデメリットが1個あったからもうだめだみたいな形ではなくて、有効に使っていく方法を見出してもらいたい。そういう意味では、セキュリティというのをどの区民も口をそろえて言うわけですが、このセキュリティというあり方は、今の世の中としては鍵を閉めて閉じ込めておけばそれでいいというセキュリティなのか、人を配置するとか監視を強めるとか、プライバシーの問題だとかいろいろきりがないこともあると思うのですが、そういったものをうまくクリアして、新校の整備にもつながるので、例えば音声なり画像なりというものを使ってぜひこのあたりに重点的に取り組んでやっていただきたいなど。

具体的な案は素人なのでわからないのですけれども、専門家も踏まえて今我々が考えられるセキュリティというものを、十分区民に納得いただける形で表現していただきたいなと思っております。これは要望ということでよろしくお願いいたします。

田辺教育長

ほかにございますか。

伊藤委員

教育ということを考えたときに、中野区の学校の図書室というのはだんだんよくなってきていることを実感しているのですけれども、しかしながら、先ほど評価ということが出ましたけれども検証というか、もちろん1人の子がたくさん借りていればいいということではないのだけれども、貸し出し数とか図書館の来室者数とか、そういったものの学校差があるのかなのかですとか、あるとしたら活発にやっているところは何が成功しているのかとか、先ほどスケールメリットと申しましたけれども、大規模校になると予算があつて新しい本がたくさん買えるとかそういうことも出てきたりするかもしれませんし、同じ地域開放型でも改築が予定されていて、地域の図書館と一体的に使えるところは本が増えるということが出てくるかもしれませんし、そういったことを考えると今の活動の成功・不成功ということも検証していただきたいし、もう一つ、例えば区によっては区内の地域の特徴によって、例えば歴史的な本を重点的に集めるところ、それから地場産業に関するものを集めるところ、美術に関するもの、音楽に関するものというふうに役割分担をして図書とか資料の充実を図っているということもあると思うのですね。今回、やはり大きいのは横の連携、他校の検索もできるということなので、他校の検索もできるということは区としてのスケールメリットが使えるということになると思うので、それを想定して中身の計画というか、ただ他校が検索できますではなくて、他校の資料も利用しやすくなるのでこういう特徴を持った資料の収集をしますとか、それに関しては現在の実績でここが足りないのでそこが改善されますとか、そういう説得力のあるというか、もうちょっと中身の見えるような計画をどこかで教えていただけるとありがたいなと思いました。そういうものがあると、先ほど田中委員が言われた地域の人にとってのメリットということも出てくるのかなと思いますので、昼間の時間帯、身近なところで学校の本が見られることのメリットは小さいお子さんのいるご家庭とかもあるかもしれませんし、ちょっと遠くに行くのが大変というお宅もあるのかもしれませんし、そういう想定される政策の中身というのでしょうか。今回でなくてもいいのですけれども、それをもうちょっと中身の見える形で



教えていただけるといいなと思いました。

以上です。

副参事（子ども教育経営担当）

今回は学校図書館というところに重きを置いて資料を作成いたしましたけれども、伊藤委員おっしゃるように、特に地域館が今、課題解決型でそれぞれの館に特色を持たせて運用しているところもございます。そこと組み合わせてどのように地域開放型図書館も生かしていけるか、また、学校図書館での図書利用も生かしているかということについては、しっかりと考え方を持って進めていきたいと思ひますし、それが区民にも、また学校にも伝わるようにしていきたいと思ひます。

また、田中委員がおっしゃっている、地域の方々が利用されるという観点での内容もあわせて必要だと思ひますし、こういった報告だけでなく実際にPRして利用していただけるような環境づくりも考えていきたいと思ひます。

また、今回はこの内容となりますけれども、この件につきましては引き続き運用計画もつくってまいりますので、どのように展開を考えていくかについて、追って報告を続けさせていただきたいと思ひます。

田辺教育長

よろしいですか。

小林委員

全体的に、ぜひしっかりと推し進めていただきたいと思うのですが、この中で特に学校図書館指導員の存在は、中野区はかなり先行的に実施して、それなりの成果を上げてきたと思ひます。これが時間も拡大するというところで大変いいことだと思うのですが、改めてこれまでの成果とか課題だとかをしっかりと踏まえて、それを今後業者委託する際に有効につなげていくというのですか、これはぜひお願いしたいと思ひています。

それからもう一つ、今後、コンピューター室との連携ということでここにもメディアセンター構想的なものが入っていますが、これからの時代というのはコンピューターと紙ベースの図書とうまく融合させながら、使い分けながら、それぞれ有効に活用していくというものが子どもたちにも求められていくと思ひますので、配置も選定する業者も含めてそういった点もぜひ押さえて進めていただければなという要望でありますので、ぜひお願いしたいと思ひます。

伊藤委員

今の小林委員のご発言にとっても賛成なのですけれども、ちょっと具体的に言うと今の図書館ですと例えば修学旅行のときには京都のことを調べるから、京都についての資料を少し充実することを年間計画の中に入れてたりとか、国語で、古典で子どもにとって想像しにくい場面があるときはそれに関連した資料を集めるとか、いろいろなすごくきめ細やかな工夫を指導員の方がしてくださっていると思いますので、そういったことが地域の業者とも連携していかないと、変な話、京都のことを調べなければいけないのにそれが全部区民に貸し出されていましたが、ありませんでした、となると困ってしまうかもしれませんし、どうしても学校の図書室として必要なことが確保されながら、学校教育と図書館事業との連携はとても魅力的だと思いますので、そこがきちりできる業者だということは厳しく見ていただきたいし、連携ができる仕組みということもお考えいただけるといいかなと思いました。

以上です。

副参事（子ども教育経営担当）

図書の質、量、その辺は重要なポイントとなってくるかと思っております。学校図書館においても図書の充実、また今後利用しやすくなる区立図書館の蔵書もこういった展開に沿った充実が必要と考えてございまして、予算的にも今年度から3カ年、その充実に向けた上乗せの予算も確保して進めているところでございます。それが十分かというところについてはまた評価もしていかなければいけないと思いますが、考え方としてはこういった仕組みだけでなく、内容を伴ったものということで進めていきたいと考えてございます。

伊藤委員

冊数だけでなく、指導員の方というのはそのたびごとにエリアを何カ所か設けて、新着図書だけでなくシーズンとかいろいろな目的を持って校内の配置を変えて、図書館の本をディスプレイしてくださっていると思うのですが、単なる数だけではなくて利用しやすさとか図書だよりの発信の仕方とか、そういう教育活動という観点で現状のサービスが少なくならずに拡充する方向をぜひお考えいただきたいと思います。

副参事（子ども教育経営担当）

先ほど小林委員からもありましたけれども、中野のすばらしい取組である図書館指導員、これまでの蓄積ということもしっかり継承しつつ発展させていく必要があると思いますので、図書館の指導員または図書教諭のご意見等も伺いながら検討を進めていきたいと思えますし、そういう意味では指導室と連携をとりながら進めていきたいと思えます。

コンピューター室のメディアセンターとしての利用というところもご指摘がありましたけれども、その辺も指導室と連携をとりながら進めてまいりたいと思います。

田辺教育長

地域開放型学校図書館等運営計画の中にも、地域開放型学校図書館だけでなく、今後の学校図書館のあり方という観点からも学校とどういうふうに関連していくのかということについてきちんと検討して、その中で明らかにしていきたいと思います。

ほかにございますか。よろしいですか。

それでは、本報告は終了させていただきます。

事務局報告の3番目「平成29年度いじめの対応状況について」の報告をお願いします。

指導室長

昨年度も3回のアンケート調査を初め、学校には児童・生徒の日々の活動を丁寧に観察してもらうことにより、いじめの未然防止、早期発見とその対応に努めてもらってきたものでございます。

それでは、平成29年度の状況について報告させていただきます。資料にありますとおり、発生状況ですが小学校は292件、中学校は50件です。うち、解決・解消状況は小学校281件、中学校は48件です。

ご案内のとおり平成29年度よりいじめの解消をより確実に判断するため、指導や謝罪によりいじめの訴えがあったトラブルが解決したと判断したことを「解決」、被害者に対する心理的・物理的な影響を与える行為がやんでいる状況が3カ月以上継続し、本人が心身の苦痛を感じていないかどうか面談により確認できた場合を「解消」とさせていただいております。

指導継続中の小中合計13件につきましては、今月、この4月上旬に追跡調査したところ、5件が解決または解消しております。それ以外につきましても、当該のいじめ行為は終結しておりますが、完全な再発防止のため注意深く見守りを継続しているところでございます。

続きまして、いじめの態様ですが、小中ともに「悪口」が多く、続いて小学校では「暴力」、中学校では「暴力」以外に「誹謗・中傷」や「無視・仲間はずれ」が同じ程度の件数となっております。「暴力」につきましてはぶつかる、叩く、蹴るなどでございます。軽くだからいいというわけではございませんが、ほとんどが軽くぶつかる、たたく、蹴るであり、そのほとんどは既に解決・解消しています。調査では「強くたたく、蹴る」などが小

中で5件ありました。その多くは、従来はけんかとして処理しているものでありましたが、学校がより子どもの目線に立って丁寧に対応・報告してくれたものでございます。また、単なるけんかとして処理せず、その後も継続して見守っているところでもあります。中学校に多い「誹謗・中傷」は、いわゆるSNSを通してのものがほとんどでございます。

こうしたことを踏まえ、今後もアンケート調査などによる実態把握に努め、スクールカウンセラーを含めた組織的対応を推進することはもちろん、去る3月に配付しました「いじめ対応ガイドライン」、平成29年6月に配付した「子どもたちの自信とやる気を高め、居場所をつくるために」などのリーフレットを区主催の研修や校内研修等で活用し、学校の組織的対応力と教員個々の対応力を高めてまいりたいと思います。

また、区独自のシンポジウム形式でのいじめ防止研修も行い、小中そしてPTAとも連携した啓発を目指します。特にSNSによるいじめは見えにくくなっているため、全都的に展開している「SNS学校ルール」の定着や、学校と連携した「家庭ルール」づくりを推進してまいります。

以上で説明を終わります。

田辺教育長

ただいまの報告につきまして、ご質問、ご発言がありましたらお願いいたします。

渡邊委員

これにつきましては、毎回、いじめというのは見ていただいて、なくしたくてもなかなかゼロになるものではないし、さっき評価・点検とかと言っていたのですけれども、同じことをずっと繰り返しているだけではなくて、少しでも少なくしていこうという方向に向けて、昨年度とはこういったことを変えた、今年はまだこういうことも変えたというように少しずつよくしていかないといけないと思うのです。

SNSという新しいデバイスが生まれて、新しい形でのいじめも始まってくると。今のテレビなんかを見ていると、要は言った、言わない、書いたとか、そういった意味で文章とかこれからSNSで書いた文章はいじめだけではなくて自分の将来にわたってその言葉が、一言使ってはいけない、書いてはいけない言葉を書いたがゆえに取り消せない人生が始まってしまうという。今見ているそんなものではないですか。ですから、こういうものが危険性があるということを十分に認識させていかないと、気軽な気持ちで書いたら、それをずっと証拠として持たれていつまでもそれを振りかざされたら、これがあったがゆえに私はずっと精神的におかしかったと言われたら。それでその人が偉くなれ

ば偉くなるほど後になって「こういうことを言ったやつだ」みたいなことを言われても、大変なことになってしまいますので。

そういう意味では、今回は重点的にこういう方法を変えていきましたとか、この報告自身も同じような形で報告されるより、数は数の報告であるのですけれども、今回はこういう取組をしてきましてこういう成果が出ましたとか、そういった取組を。指導室も変わったということであれば新しい指導室長が考えるようないじめに対する中野区の取組というのを打ち出していただければありがたいなど。これも要望になりますけれども、ぜひよろしく願いいたします。

田辺教育長

ほかにございますか。

伊藤委員

幾つかあるのですけれども、一つはいじめの発生の予防ということがすごく大事だと思っています。それからもう一つ、考え方として子ども同士のトラブルというのは避けがたい部分もあって、トラブルが起きたときにどんなふうに解決していくかということも大事になってくると思うのです。ですので、矛盾するようでも、無用ないじめは発生させない、人づき合いの中ではトラブルを乗り越えて仲よくなるというプロセスが大事なので、そこが体験できるような教育的な活動が重要だと思っています。

それを考えたときに、例えば中学校での今話題になったSNSの問題も、中学校1年生になってスマホを持つとか、クラスLINEに初めて入るとか、そういうお子さんも多いかもしれませんので、学校現場としてはこのSNSの指導をなるべく早い時期にやらなければということを考えていたり、いつやるのが効果的かというのを常に現場の先生方は考えてくださっていると思うのですね。ですので、教育委員会のほうでもそれをバックアップする形で現場と対話的にというか、早いうちにやりなさいと教育委員会から一方的に言うとかそういうことはないと思うのですけれども、現場の先生もSNSルールはいいのだけれどもここは使いにくいとか、これをもっと早くやりたいのだけれどもこっちのことがあるとできないとかいろいろあると思うので、そういったことは中野区はちょうどいい規模でヒアリングとかもいろいろしていただけるので、SNSルールに基づいてやりますとかではなくて、きめ細かく現場との対話に基づいて、中1になってすぐにトラブルが発生しているのが多いので早い時期にやりますとか、もうちょっと詳細な、現象が目に見えるようなプランがあるといいのではないかなと思いました。

それから私も個人的に気になっていまして、いじめの態様のところで中学生のSNSが増えてしまうのはそういったデバイス問題が中学生からということですから、小学校ですごく「暴力」が多いなということ、「隠す・盗る」というのも多いなと思っていて。そのあたりも予防をどういうふうにしていったらいいのか、解決をどうやっていったらいいのか、現場の先生も戸惑われているかもしれないと思いますので、そういった現場の声とか、どうしてこうなっているのかとか、それに対する有効な対策ということをお考えいただけたらいいと思います。

それに関していうと、平成30年3月にリーフレットも配っていただいたのですが、これはしていらっしゃるかもしれませんが、職員会議とかで読み合わせとか、共通認識を持ったかどうかということをご各学校に確認していただくとか、できなかったらどうしてできないのかという理由があると思いますので、そこを現場がやりやすいようにバックアップしていただけたらと思いますし、あと、スクールカウンセラーを含めた組織的な対応ということが法律的にも位置づいているのですが、こういった暴力とかいろいろな事柄一つ一つの案件について、スクールカウンセラーと何らか共有したのかどうかということもアンケート項目とかに入れていただいて、スクールカウンセラーでなくてもいいわけなのですが、いろいろな職種の方がみんなチームになって解決しているかどうかを教育委員会としても少し把握する。それがまたできないのだったら、できない理由を把握して、そこをバックアップしていただくということを繰り返していただくとありがたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

指導室長

まずは伊藤委員の今のご提案は重く受けとめて、生活指導主任研、その他の研修等で徹底してまいりたいと思っております。

今、お尋ねのあった暴力行為なのですが、実態は全てつかんでおります。小学校の場合、全部で暴力行為は65件。重複しているものがありますので69件なのですが、人としては65件です。その3分の2以上が実は小学校低学年で起こっております。一番多いのは1年生です。ですから、内容も報告させていただいているのですが、ほとんどがぶったりぶたれたりエスカレートしていったけんかになってしまっていて、それを本人もしくは保護者が上げてきて、ただ何回も申し上げているとおりに、学校はそれを本人の本意に基づいてということをお強調しておりますので、幾らそれが従来のけんかであっても本人がいじめだというものを上げてくださっている、そういう証拠でもあります。こ

れは1年生が非常に多いです。これは中学校もそうなのですが、中学校は全体的に少ないのですが、やはり中学1年生。高学年になればなるほど小中ともに暴力行為は減少しているという状況にあります。

先ほどスクールカウンセラーや、いろいろなことでどのように実態を把握しているかということにつきましても、これも実はアンケートや調査で教育委員会としては把握しております。ほとんどの学校、特に中学校におきましては週1回、必ず位置づけられたいじめ防止検討委員会等で全校的に報告して、組織的に把握しているということもありますし、ここですべてを申し上げていることができないのですが、ほかにもユニークな、非常にきめ細かく情報交換をやっておりますし、それから都の配置のスクールカウンセラーの全員面接は小学校5年生と中学校1年生でやっているところがございますが、こちらで各学校から出していただいたものを見ますと、これ以外に担任が同じ時期に二者面談をしているとか、それ以外に三者面談もしているとか、そういうことがたくさん上がっておりますので、どの学校も最近はそういうことに非常に注意してやっていただいた上で、そして組織的に取り組んできた上で子どもの一人一人の状況を丁寧に上げてくださっているということは把握しております。

以上です。

田辺教育長

ほかにございますか。

伊藤委員

ありがとうございます。そのように丁寧にさせていただけると大変ありがたいなと思っております。

今、1年生が多いということだったので、だとしたらもしかしたら推測するには、言葉でうまく欲求を表現できなかつたり、あと相手の言うことを理解できなかつたりとか、コミュニケーションが課題なのかもしれませんので、中野区は幼小連携とか保幼小連携みたいなことも考えていく中で、1年生でそういった課題があるのだったら、幼児教育の中で幼稚園とか保育園のご協力もいただいて、何かコミュニケーションとか問題解決を、暴力ではない形での問題解決をもう少し小さいうちから自然に学べるような工夫を、先ほど道徳の中で中野の子どもにふさわしいという話がありましたけれども、もう道徳の教科書は決まっちゃいましたが、もしかしたらそういうコミュニケーションというところが重視されているようなものが小学校1年生であるといいねとか、そういっ

た形でほかのことにもつなげていっていただけると子どもたちの生活が守られるのではないかなと思いますし、好ましい成長が保障されるのではないかなと思いましたので、よろしくをお願いします。

指導室長

まさに今のご提案を踏まえて、今、ご案内のとおり保幼小の連携を進めているところでございまして、特に重視しているのがアプローチカリキュラム、スタートカリキュラムということで、その接続をスムーズにいくように今まさに取り組んでいるところでございます。リーフレットも間もなくその部分のものはご提示できると思いますし、幼稚園のほうも今、保育所指針や幼稚園教育要領が変わりまして、もちろん今おっしゃったようないろいろなことなのですけれども、幼児が目指すべき10の姿とかも示されておりますので、そこを踏まえてぜひ小学校にうまくつながるようにしてまいりたいと思います。

あわせて特別支援教育の充実も必要だと思いますので、こちらも関係機関と連携を図りながら進めてまいりたいと思います。

以上です。

田辺教育長

ほかにありますか。

渡邊委員

今、伊藤委員が言われたことは本当にすごく大切なことで、暴力と盗みというのはそのまま犯罪ですから、これはちょっとだからいいというわけには決してなくて。言葉も許されない時代になってきて、そういうことはやはり先生方にこういったものに緊張感をもって、私の個人的な感想は抜きで教育委員会としてはこういったものに重点を置いて、何らか見える形で取り組んでいかないといけない。見える形は行政、先ほどからもパンフレットとかリーフレットとか、どうしても成果物を基本につくったという見える形にはなっていて、東京都教育委員会もこんなにいっぱいつくったり、参考にしてくださいと。それは指導に立っていないとか、批判しているわけではないのですけれども、私にとっては確かにこれだけこんなものをいっぱいつくりましたからどうぞご利用くださいと。そういうのとは違って、中野区としてはこれに重点を置いて、学校が一丸となって取り組む形でぜひやっていただきたいなど。これも要望です。よろしく願いいたします。

田辺教育長

よろしいですか。



小林委員

先ほど指導室長が、小学校の69件について内容を調査してということでお話がありましたが、これは非常に大事なことだと思うのです。やはり数字に踊らされることなく、しっかりと中身をつかんでいくということ。そこから中野として、またはそれぞれの学校としてどのような指導をしていくかということだと思います。

特に、文部科学省が毎年行っている問題行動調査をここのところ見ていると、認知件数がずっと中学1年生が全国的に一番多かったものが、ここに来て小学校3年生・4年生あたりが相当増えてきていると。それはやはりこの調査の仕方の影響もあるのかもしれませんが、小学校低学年のいじめはもとより生徒・児童上の課題みたいな、そういうのが浮き彫りになっていますので、どこからいじめでどこから一般の生徒指導かというのはいろいろあるのですけれども、でもそれはやはり一体的に扱って、しっかりと対応していかなければいけないと思うのですね。

そういう点では、私がちょっと気になる点は、これを見ていくと確かにガイドラインを通して例えば教員一人一人の対応力を高めると。大事なことですし間違いではないと思うのですが、もちろん対応力にはいろいろな意味が込められていると思うのですが、私は対応力といったときには問題が起きたときの対応というイメージがどうしてもつきまどってしまうのですね。そうではなくて、未然防止の観点からの指導力をしっかり高めていくのだという前向きな姿勢がないと、いじめの本質的な指導にはならないと思うのです。要するに、これは嫌な言い方かもしれませんが、いじめ問題というのは残念ながら完全にゼロになるとか、解消・解決したとか、いつときそれはあるかもしれませんが、やはり人間が生きている以上、そういう問題というのは必ず起きてきて当たり前だという視点をしっかりと踏まえて、常に前向きに指導していくという部分をもっと全面に打ち出していく必要があるのではないかなと。

私はその中で2点だけお話をしたいと思うのですが、一つはここにあるアンケート調査のことです。従来、調査というといじめを発見するという意識が強かったと思うのですが、発見ではなくてそれをとること自体が指導であるということ。意識を高めていくと、それは子どももそうですし、教員もそういうことをすることによって未然防止につなげていくと。だから、指導の側面で定期的にしっかりとやっていくということ。回数についてはどうかというのはいろいろあると思うのですが、今後の課題として、私はただ一概に増やせばいいというものではないと思うのですけれども、やはりある程度しっかりと

た考えに基づいてきめ細かくやることが大事かなと思っています。

それからもう一つは、ここに人権教育にかかわる記載があるのですが、いじめの指導をしていく際に大事なのは教員の人権感覚だと思います。または大人のそういった感覚だと思っているのですね。それは、よくいじめ問題を取り扱うときに、いじめられる側に問題があるのではないかみたいな、そういう発想を持たざるを得ないケースというのは正直言ってあるかもしれません。でも、それはよくよく冷静に考えれば、いじめ自体は絶対に許されることではないのですね。それぞれの個別の課題は、それはそれで解決したり指導していくわけで、それを理由にいじめていいということは成り立たないのですね。しかしながら、案外教員や大人や周りには、だからいじめられるのだよみたいな。いじめられる側も気をつけなければいけないのだよみたいな、そういう発想をもって指導していたのでは、いじめの問題に対しては効果的なものにはならないと思うのですね。そういう点で、教員の人権感覚というか意識を徹底的に高めていく。そういう人権教育を展開していく必要が私はあるかなと思っていますので、この点もぜひご留意いただいて、人権教育の研修を中身のあるものにしていただきたいと思います。これは要望です。

以上です。

指導室長

先日出しました、いじめ対応ガイドラインの中にも、冒頭に未然防止の観点が書いてございますので、ぜひ今、小林委員がおっしゃったことはさまざまな校内研修等で全面に打ち出すように配慮してまいります。

もう一つ、先日の校長会でも人権教育プログラムというものを東京都教育委員会が毎年出しているところですが、今、小林委員がおっしゃったような教員の人権感覚を気をつけなさいというページが位置づけられておりますので、それを必ず年度の冒頭に行うようにという指示を出したところでございます。今後もそれは絶えず啓発してまいりたいと思います。

小林委員

今、室長から人権教育プログラムの話が出たのですが、これまで桃園第二小学校がやっていたと思うのですが、今年もたしか江古田小学校が人権尊重教育推進校になっていると思います。人権教育プログラムは東京都の全教員約6万人以上に配付されているものなのですが、はっきり言うと有効活用されていないという実態があるのですよね。中野においてはそういう推進校もあることですので、その成果を区全体に行き渡らせるようないろい

ろな工夫をしていただければと思いますので、ぜひご検討いただきたいと思います。

伊藤委員

いろいろ申し上げて恐縮なのですけれども、先ほどの評価というところにこだわってしまうのですけれども、今のお話のようにリーフレットを配っても読まれなかったら効果がないわけだし、読まれたかどうかという中間の評価と、そのことでリーフレットを読んで先生方がどんなことを学ばれてどんなことがよかったのかということがヒアリングとか質的にすぐにではなくても何か出てくればそれが成果になるし、特別に評価ということを新たに組まなくても、こういうふうにしてくださっている一つ一つの施策がどういうふうに生きているかを現場と対話的にやっていただけると、質的な評価になっていくと思いますので、ぜひ丁寧にしていただきたいなというのが一つ。

もう一つは、今、中身に踏み込んだお話として人権感覚ということとか、被害者責めをしないということが出ましたけれども、いじめの未然防止については、解決もそうなのですけれども、実は保護者との連携、それは全ての子どもたちというか単に加害者とか被害者という位置づけになってしまうお子さんだけではなくて、もちろんその人たちも当然ですし、保護者との連携ということが大事だということや、安定した学級経営というののもっと大事だということも言われていますので、そういったことも視野に入れたご指導をされていると思いますけれども、そこはぜひ確認していただいて、進めていただけたらと思います。そういう意味では、いじめだけというものが単独で存在するわけではなくて、保幼小連携とかほかの道徳の話とかいろいろなこととリンクしていると思いますので、ぜひ有機的な流れの中でやっていただいて、それを評価というか、浮き彫りにしていただけるとありがたいなと思います。

以上です。

田辺教育長

この件について、本当にいろいろ多面的なご意見いただきまして、ありがとうございます。ぜひ参考に、実際場で生かすような指導をしていきたいと思っています。

よろしいですか。それでは、本報告は終了させていただきます。

事務局報告の4番目「新学習指導要領全面実施に向けた対応状況について」の報告をお願いします。

指導室長

資料の一番上にありますとおり、平成29年3月に小中学校学習指導要領・幼稚園教育要

領が告示されたところでございますが、今年度から小・中学校は移行期、幼稚園は全面実施を迎えます。この資料は小・中学校が2、3年後に全面実施を迎えることを踏まえ、主なものだけではございますけれども本区の対応状況をまとめたものでございます。

新しい学習指導要領では何を学ぶかはもちろんのこと、どのように学ぶかということが重視されております。特にアクティブラーニングとも呼ばれる主体的・対話的で深い学びにつきましては、研修会や学力向上検討協議会などにおいて授業改善のモデルを示してまいります。

また、大きく変わる小学校の外国語活動、外国語の授業と小・中学校の「特別の教科 道徳」につきましては、研修や学校教育向上事業研究指定校の取組などを通し、その指導や評価について研さんを深めてまいります。

さらに、新学習指導要領の総則において、ICT環境の整備やそれを活用した学習活動の充実、プログラミング教育の推進などが唱えられております。こちらに関しましても研修や研究指定校での研究による普及啓発はもちろん、全小・中学校に電子黒板、無線LAN、タブレットPCなどを整備するなど、ICT環境の整備に努めてまいります。

そのほか、中学校保健体育科保健分野の内容の取り扱いにも位置づけられました、がん教育につきましては、今年度より中学校3校でモデル実施、平成32年度までに全中学校で行われるようにしてまいります。そして、こうした学習活動を支え、小・中学校における子どもたちの学力向上に資するため、中野区独自の人的支援としまして今年度より全小・中学校に1人ずつ任期付短時間勤務教員を配置いたしました。こうした対応を確実に実行することにより、予測困難なグローバル社会を主体的に生きる力を子どもたちに育ててまいります。

説明は以上です。

田辺教育長

ただいまの報告につきまして、質問等ご発言がありましたらお願いいたします。

田中委員

対応状況については、今説明いただいて理解したところです。

一つ教えていただきたいのですが「主体的・対話的で深い学び」というのが今回多分これが一番の柱になっているのだと思うのですが、今までの学習指導要領の中でもアクティブラーニングとかこういったいろいろなことに取り組んできたと思うのですが、今回この中で、特にさらにこういう部分が変わったというか、こういう部分に

重点を入れるというところがあるのでしょうか。

指導室長

大きく何が変わったということではないのですけれども、ただ学ぶ、いろいろなことを習得するだけではなくて、より子どもたちがみずから考えていくためにはこのような観点の授業を通して、学び方を重視していろいろな資質能力を身につけていくことが重視されたということでございます。

田辺教育長

よろしいですか。

田中委員

そうすると、具体的に学び方が少し変わっていくことになるわけですか。

指導室長

実は、このような学び方はもう小・中学校では従来から進められてきたもので、いろいろなところの説明を拝聴しますと小・中学校は結構やってくれていますねと。これはご案内の方が多いと思うのですけれども、今回大きく、高・大接続のところ、上のほうの改革。大学が従来のような講義調のものではなくていろいろなことを展開していきなさいよということが強く打ち出されてきている中で、もちろん小・中学校でもこういうことをより徹底していきましょうということになっていったという経緯でございます。

田辺教育長

よろしいですか。ほかにございますか。

伊藤委員

大学は、考える授業は随分前からやっております、むしろ考えさせようとすると考えられない学生があまりに増えているという状況の中で、入試でも考えられるような子どもをとろうということで入試の改革が行われているというのが事実かなと思うのです。それに関して言えば、先生方も工夫した授業ということはもちろんしてくださっているのですが、考えるということはかなり難しいことで、今、教えてさらに深く考えるという教えることと考えることのバランスとか、知識がないと考えられないという深い学びというところは、知識ということと、考えるということをどう深く結びつけられるかという、より難しいことを子どもたちが求められているのだと思うので、教え方もすごく変わって、前からやっていますという話ですけれども、いやそんなことはないのではないかなと思って。やはり変えないといけない部分もあるし、教材も本当に随分変わってきている流れの中な

ので、そういう意味ではずっと前から変わってきているのですけれども、さらに教え方とか、子どもたちの学習の取り組み方が足りなかった部分を充実させていくということが求められているのだと、私は理解しています。

ですので、ぜひ先生方への研修とか、先生方がどんなふうに教えるかということについて、今のお話ではないですけれども、深く考えてということが実際どういうことなのかということも含めた研修というのは、ぜひしていただきたいということと、そういうことを考えたときに人的対応は大切で、任期付短時間勤務教員というのをつけていただいてよかったと思うのですが、それだけで足りるのか、任期付短時間勤務教員と言っていればあれですけれども、いかにも短いみたいな感じがするのです。深く考えると、小さいときから思考力をだんだん熟成させて連続的に高校3年生まで、大学に来たらちゃんと自分で考えられるように、問題意識をみずから発見的にやってねという話なので、それについて現場としてはどういうところが助かって、どういうところがまだ不足で、どういう人材を求めているのかとか、先生方がどういうことに戸惑われているのかとか、そういうあたりをきめ細かくヒアリングしていただいて、また次の手立てに確実につないでいただけるといいのではないかなと思いました。

以上です。

#### 指導室長

今、一番言われているのがこの「主体的・対話的で深い学び」が目的ではないということなのです。あくまでもこれは手段でありますので、ややもすると学校現場も「活動あつて学びなし」ということをよく言われるのですが、グループ活動をさせればそれでもこれがというものではないことは、我々も再三お話ししていきたいと思います。主体的にするためには子どもが見通しを持たなければいけませんので、とにかく教員が一方的に全してお膳立てして教えていくのではなくて、子どもが見通しをもって解決に向いてということと、今、伊藤委員から何回もお話がありましたが、一番難しいのは「深い学び」ということだと思えるのですけれども、いろいろな知識を関連づけてということと、今、学習指導要領には新しくそれぞれの教科で見方・考え方、いわゆる「視点と方法」が示されるようになりましたので、その教科ごとの見方・考え方を駆使して、自分の学んだ知識を利用して問題解決に進めていくようなことが求められています。そして、これにつきましては一昨年度からいろいろなところの研修で、あらゆる職層で、東京都もそうですし、区でもそうですし、さらに区の中のいろいろな研究指定校でも研さんを深めているところでございま

すから、本当に誤解がないようにそちらのほうは進めてまいりたい、そして徹底してまいりたいと思っております。必ず背景がございますので、その背景をよく理解して、なぜこれをやらなければいけないかということも含めまして、研修で徹底してまいりたいと思います。

あわせまして、任期付短時間教員の勤務につきましても、今、始まったばかりの制度ですからこれからいろいろ精査していかなければいけない。それから、学校からもいろいろな意見が上がっておりますので、これにつきましても課題を精査して、今言った本来の学力向上に結びつけていくように考えてまいりたいと思います。

以上です。

田辺教育長

ほかにございますか。

小林委員

今のやりとりを伺っていて、室長は4月に着任されてよく内容をご理解されているので安心しました。この件に関しては、さまざまな考え方があると思うのですが、端的に私なりの考えを申し上げておきたいと思うのです。

今、やりとりのおり、昭和22年や26年の学習指導の試案の時代から同じようなことを言われてきているわけです。60年や70年たって、なぜまた言われているのというと、まさに今、室長が言われたように活動させればいいみたいな方法論と目的論がごっちゃになっているような部分があって、はいずり回るなんとかとか、そういう揶揄された状況が起こってきたと思うのです。やはり一番のポイントは、私は考えるにしても議論するにしても、インプットの状態ではなくていかに自分で考えたことを相手に伝えられるかとか、アウトプットの部分というのが今回すごく問われているのではないかなと思います。そこでわざわざ「対話的」という部分が出てきていると思います。もちろんそれだけではないのですけれども、相手にどれだけ伝えられるか、教えられるかということは非常に学びを深くしますので、または確実な定着に結びつきますので、そういった視点を持って今後教員研修などを展開していただきたいなと思います。

それからもう1点、「特別の教科 道徳」も同じく昭和33年にできて、領域ですね。教科ではないのですけれども授業が特設されて十分定着しなかったという実態があるわけで、この点もまさにここに言われている「考え、議論する」というのはこの「主体的・対話的で深い学び」と相通ずるところがありますので、この点をぜひ結びつけて考えていただき

たいなど。

ただ、「特別の教科道徳」に当たっては今、さまざまな箇所から不安な声が上がっています。その不安が、何か反対論みたいなものに結びつかなければいいなど私は思っています。最も大きなものとしては二つあります。一つは教科書の存在、もう一つは評価であります。しかしながら、教科書に関しては学習指導要領やまたは解説の中にも、この教科の特性からいって教科書だけではなくてさまざまな教材を組み合わせながらやっていくことが望ましいと、一般の教科以上にそういうのが必要だということは明記されているわけですので、そういう点では例えば中野の地域の教材の開発、教科書を補足するような教材をつくって先生方に提供していくとか、そういうことが大事ではないかなと私は思っています。

それからもう1点、評価に関してはこれもまだまだ誤解があって、評定などできるわけではないわけですので、どのようにプラスの部分も子どもたちが学習しやすいようにしていくかという視点からも、取り組み状況を評価していくことが主体になってくると思いますので、評価するためにやるのではないということです。授業をしっかりとやっていくということです。既に教育特区などをとっているこういった道徳も含めて特別活動や総合的な学習の時間なども教科化している地域もあって、評価も進めてきていますので、そういう先行事例などを中野区としてしっかりと参考にしたり検証したりして、教員の負担にならないように、授業に専念できるような体制をつくっていただきたいなと思います。

以上です。

田辺教育長

ほかにございますか。

伊藤委員

手段が目的ではないという話なのですけれども、まさにそのとおりではあるのですが、例えばグループで話し合おうといたらそれはもう方法になっていないと思うのですね。グループで何を話し合うのか、そのときの問いの仕方とか、そこで子どもたちがどういう思考を喚起させて、それをどういうふうにまとめ上げられるのか。思考というのは気持ちと一緒に見えないものなのですごく難しいと思うのですけれども、やはり方法ということもさらに洗練できるように。特に今、若い先生が多くいらっしゃるので、これから教え方も学んでいかれる先生方だと思いますので、ただ「話し合おう」ではなくて、そこで問いかけの仕方とかどういうふうにそれを共有するのかとか、細かい部分についても生徒さんへのきめ細かな対応だけでなく、新しい先生方へのきめ細かな、先生方の疑問



を吸い上げて考えていただくようなそういった仕組みもしてくださっていると思いますけれども、引き続きぜひお願いしたいと思いました。よろしくお願いします。

田辺教育長

ほかにございますか。よろしいですか。

それでは、本報告は終了いたします。

<議決事件>

田辺教育長

続きまして、議決事件の2番目「中野区立中学校教科用図書選定調査委員会委員候補者の決定」を行います。

ここでお諮りします。本件は人事案件となりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定に基づき、会議を非公開としたいと思いますが、ご異議ありますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

田辺教育長

ご異議ありませんので、非公開とするに決定しました。

それでは、非公開の審議を行う前に、事務局から次回開催について報告をお願いします。

副参事(子ども教育経営担当)

次週、4月27日につきましては、かみさぎ幼稚園の訪問を予定しておりますので、次回は5月11日金曜日、10時から当教育委員会室にて開会する予定でございます。

以上でございます。

田辺教育長

それでは、傍聴の方は順次ご退室をお願いいたします。

(傍聴者退席)

(以下、非公開)

(平成30年第22回定例会における会議録の公開決定に基づき、個人情報に該当する部分を除き、以下非公開部分を公開)

田辺教育長

休憩します。

午前11時55分休憩

午前 11時59分再開

田辺教育長

それでは、再開させていただきます。

中野区立中学校教科用図書選定調査委員会委員候補者の選定手続について、事務局から説明をお願いします。

指導室長

それでは、中野区立中学校教科用図書選定調査委員会委員候補者の選定手続につきまして、資料にしたがいご説明いたします。

今回の候補者の選定は平成31年度から区立中学校で使用する「特別の教科 道徳」の教科用図書の採択を行うに当たり、中野区立学校教科用図書の採択に関する規則に基づき設置します、中野区立中学校教科用図書選定調査委員会の委員の候補者及びその補充要員の選定をお願いするものでございます。

この選定調査委員会は、資料1「委員構成」の記載のとおり、学識経験者から3人以内、区立中学校の校長及び副校長から3人以内、区立中学校の教諭から3人以内、区立中学校に在籍する生徒の保護者から3人以内、そして公募による区民から3人以内の委員により構成されます。今回はこのうち、区立中学校に在籍する生徒の保護者及び公募による区民について、委員候補者及びその補充要員の選定を行います。具体的には、保護者及び公募区民それぞれ2名の候補者と欠員のための補充要員3名ずつ選定し、その順位づけをするものでございます。また、当該委員の任期ですが、資料2「委員の任期」の記載のとおり、委員委嘱の日から平成30年8月31日までとなります。

候補者の選定後の手続ですが、選定調査委員会の委員は資料3「委員の資格の制限」の記載のとおり、資格制限がございます。したがって、本日選定された候補者につきましては当該資格の確認を行った後、後日、教育委員会において正式に委員として決定をいただくことになります。その後、選定調査委員会を開催し、7月下旬から8月上旬での教育委員会において選定調査委員会での調査・研究の結果を報告していただくことを予定しております。この間、教育委員会において平成31年度使用教科用図書の採択についての協議をいただき、7月下旬から8月上旬に採択をいただくというスケジュールで進めていきたいと考えております。

次に、委員候補者につきましてご説明いたします。資料の別紙が学識経験者から公募区民までの予定候補者の一覧でございます。このうち、中野区立中学校教科用図書選定調査

委員会委員（学識経験者）候補者一覧から中野区立中学校教科用図書選定調査委員会委員（教諭）候補者の一覧までにつきましては、指導室にて記載のものを推薦させていただきました。

次に、中野区立中学校教科用図書選定調査委員会委員（保護者）被推薦者一覧でございます。こちらは3月2日付で区立中学校の校長あてに生徒の保護者の方の推薦依頼を行いました。その結果、一覧に記載の10人の保護者の方につきまして推薦をいただくものでございます。

最後に、中野区立中学校教科用図書選定調査委員会委員（区民）応募者一覧でございます。こちらは2月20日から3月16日まで区報等により公募を行い、一覧に記載の8人の区民の方からご応募をいただいたものでございます。本日は、この一覧に記載されている方々のうちから保護者、区民、それぞれについて委員候補者及びその補充要員を決定していただくものでございます。

説明は以上です。どうぞよろしくお願いたします。

田辺教育長

ただいまの説明につきまして、質問等ご発言がありましたらお願いたします。

よろしいですか。

それではただいまから、中野区立中学校教科用図書選定調査委員会委員候補者を選出したいと思しますので、具体的な選出方法について事務局から説明をお願いします。

指導室長

委員候補者及び補充委員の具体的な選出方法ですが、くじを使った抽選による方法でお願いしたいと思います。

方法ですが、一覧表の氏名の左の欄にその方の固有の番号が付されています。この番号が書かれたくじ棒を人数分、箱の中に入れてまして、第1順位者から順に抽選作業を行い、抽選者を選出いたします。この方法により、生徒の保護者と公募区民それぞれについて委員候補2人と補充要員3人の方を選出し、事務局から結果報告を行った後、委員候補者及び補充要員として教育委員会の決定をお願いいたします。

抽選はまず生徒の保護者の委員候補者及び補充要員の抽選及び決定を行い、次に公募区民の委員候補者及び補充要員の抽選及び決定を行います。抽選作業は本件教科書採択にかかわる事務を担当する事務局職員に行わせます。教育委員会の方と教育長は抽選作業の際の立会人として立ち会っていただき、本日の抽選が適正に実施されていることの確認をお

願いたいと思います。

また、抽選による候補者の決定後、中野区立中学校教科用図書選定調査委員会委員候補者選定録を作成しまして、後ほど立ち会いの方に署名・押印をお願いいたします。

説明は以上です。

田辺教育長

ただいまの説明につきまして、質問等ご発言がありましたらお願いいたします。

よろしいですか。

それでは、ここでお諮りします。中野区立中学校教科用図書選定調査委員会委員候補者の選定については、ただいま事務局から説明のありました方法により実施することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

田辺教育長

ご異議ございませんので、ただいま事務局から説明のありました方法により候補者を選定することに決定いたしました。それでは、これから抽選の準備を行いたいと思いますので、定例会を休憩させていただきます。

午後0時06分休憩

午後0時06分再開

田辺教育長

定例会を再開します。

ただいまから、区立中学校に在籍する生徒の保護者に係る委員候補者及び補充要員の抽選を行います。教育委員の方々は、立ち会いをお願いします。

それでは、事務局は抽選を始めてください。

指導室長

それでは、抽選を始めさせていただきます。区立中学校に在籍する生徒の保護者の抽選でございますが、候補者は10名でございますため、こちらの1番から10番までのくじ棒を箱の中に入れたいと思います。こちらがそのくじ棒になります。ご確認ください。

では、くじ棒を箱の中に入れてまして抽選を開始いたします。

(抽 選)

田辺教育長

それでは、事務局からただいまの抽選結果について、報告をお願いします。

指導室長

それでは報告いたします。

委員順位 1 番	委員候補者	一覧番号 4 番	〇〇〇〇さん
2 番	委員候補者	一覧番号 1 番	〇〇〇〇さん
3 番	補充要員第 1 位	一覧番号 10 番	〇〇〇〇さん
4 番	補充要員第 2 位	一覧番号 7 番	〇〇〇〇さん
5 番	補充要員第 3 位	一覧番号 3 番	〇〇〇〇さん

以上でございます。

田辺教育長

ここでお諮りします。区立中学校に在籍する生徒の保護者に係る委員候補者及び補充要員につきましては、ただいまの抽選結果の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

田辺教育長

ご異議ございませんので、区立中学校に在籍する生徒の保護者に係る委員候補者及び補充要員につきましては、ただいまの抽選結果の報告のとおり決定いたしました。

続きまして、公募による区民に係る委員候補者及び補充要員の抽選を行います。教育委員の方は抽選の立ち会いをお願いします。

それでは、事務局は抽選を始めてください。

(抽 選)

田辺教育長

それでは、事務局からただいまの抽選結果について報告をお願いします。

指導室長

それでは報告いたします。

順位 1 番	委員候補者	一覧番号 4 番	〇〇〇〇さん
2 番	委員候補者	一覧番号 6 番	〇〇〇〇さん
3 番	補充要員第 1 位	一覧番号 3 番	〇〇〇〇さん
4 番	補充要員第 2 位	一覧番号 2 番	〇〇〇〇さん
5 番	補充要員第 3 位	一覧番号 8 番	〇〇〇〇さん

以上です。

田辺教育長

ここでお諮りします。公募による区民に係る委員候補者及び補充要員につきましては、ただいまの抽選結果の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

田辺教育長

ご異議ございませんので、公募による区民に係る委員候補者及び補充要員につきましては、ただいまの抽選結果の報告のとおり決定いたしました。

これで「中野区立中学校教科用図書選定調査委員会委員候補者の決定」を終了します。

田辺教育長

以上で本日の日程は全て終了しました。

これをもちまして、教育委員会第10回定例会を閉じます。どうもお疲れさまでございました。ありがとうございました。

午後0時15分閉会